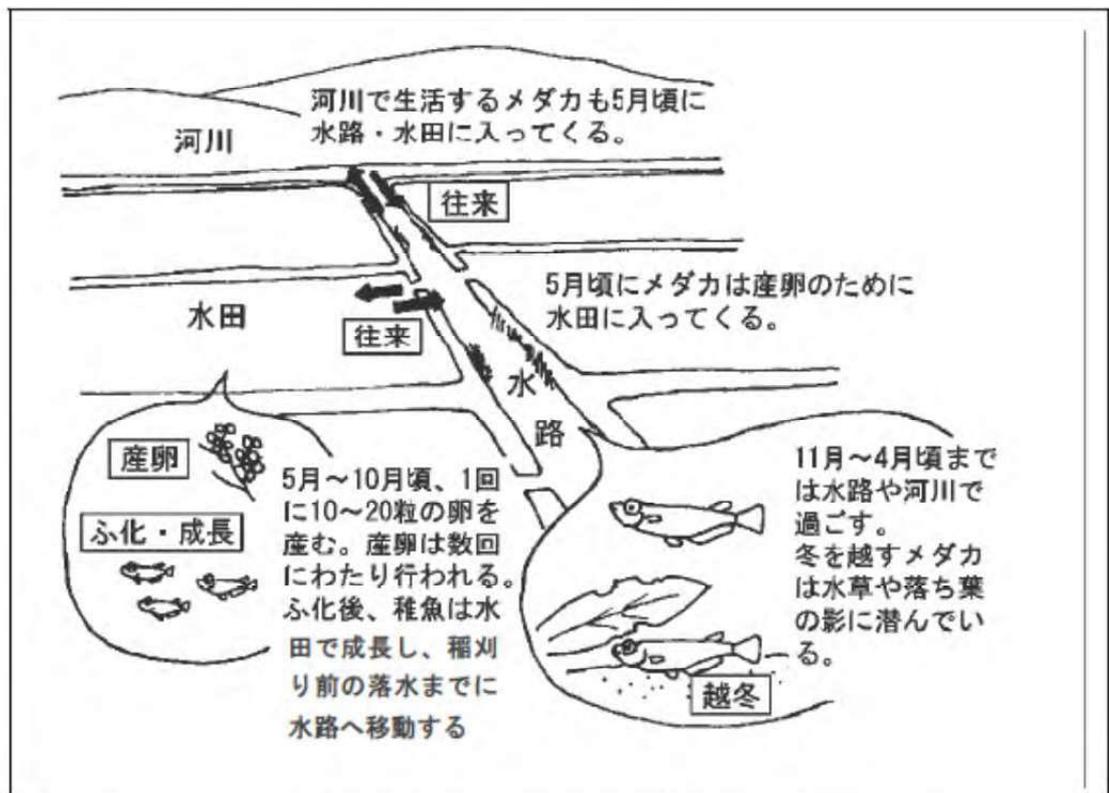


#### 4) 生物の生活史を考慮した適正管理

- ・ 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。
- ・ 地域において保全する対象生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。
- ・ 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。

#### 【活動のねらい】

生活史とは、<sup>ふか</sup>孵化→幼生→成体→交尾・繁殖という動植物の一生涯のサイクルを環境との係わりを含めて表す言葉です。例えばメダカだと下図のような生活史を持っています。



「メダカの暮らし」草野慎二

「川の生物図典」(財)リバーフロント整備センター をもとに作成

また、アカガエルならば下図のような生活史を持っています。



出典：「平成12年度農業農村整備推進生態系保全対策調査報告書」  
農林水産省農村振興局計画部資源課

一般に、卵や幼虫・幼生の時期は環境の変化に弱く、この時期に草刈りや水路の泥上げ等人為的な活動を避けるだけで、生態系保全の活動として十分な効果があります。このように、地域で保全する種を、話し合いや専門家の意見を参考に決定し、施設や水、農用地・林地等の管理に反映することにより、生態系が保全されます。

具体的には、以下のような配慮が行われています。

### 【生物の生活史を考慮した適正管理】

#### ～活動例1～

##### ・活動対象

ビオトープ水田（700m<sup>2</sup>）及びホタル池等

##### ・活動内容

草刈りにあたって、ホタル水路の法面については、山側及び畑地側に接する法面はホタルの羽化や生息地の確保及び産卵のための苔が生えやすいような環境を維持するため、刈り取らず残すようにしています。ホタル・カワニナ双方の生活史にあわせた草刈り等を心がけています。

##### ・活動時期

ホタルの発生時期（7～8月）を避け、6月及び9月に草刈りを実施しました。

##### ・参加者

15人/回、3時間/回

### ～活動例 2～

・活動対象

ため池（9ha）

・活動内容

メダカの産卵時期（6月）を避け、草刈りを実施しました。メダカの卵が水草に付着している場合があるので、池際の水草は残すようにしました。

・参加者

5月、7月、8月、9月（70人/回、1時間/回）

・参加者

活動組織の農業者

### ～活動例 3～

・活動対象

水路（83m）

・活動内容

水路の泥上げにあたり、5月末のヒナモロコの産卵時期を避け、5月上旬までに泥上げを終わらせました。

・活動時期

5月上旬（5人/回、3時間/回）

・参加者

活動組織の農業者

### ～活動例 4～

・活動対象

水路（50m）

・活動内容

湧水に依存して生活しているトミヨが生息していたことから、農閑期でありトミヨの産卵期でもある3月（産卵は4～6月）に湧水が湧き出ることを阻害する可能性のある底泥の泥上げを行いました。

・活動時期

トミヨの産卵期でもある3月（5人/回、2時間/回）

・参加者

活動組織の農業者